

## 第30回甲府家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成30年2月20日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 甲府家庭裁判所大会議室
- 3 出席者  
(家庭裁判所委員会委員 五十音順)  
猪俣委員，岡本委員（委員長），河田委員，小林委員，信田委員，辻村委員，土橋委員，堀内委員，渡辺委員  
(甲府家庭裁判所)  
中澤首席家庭裁判所調査官，佐々木次席家庭裁判所調査官，福本首席書記官，後藤主任書記官，菊池事務局長，青木事務局次長，石丸総務課長，久保寺総務課課長補佐（書記）
- 4 議事等  
別紙「議事の概要」に記載のとおり
- 5 次回委員会のテーマ及び期日  
追って検討

(別紙)

## 議事の概要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：裁判所)

### 1 新任委員の挨拶

### 2 テーマについて

委員長より，本日は「家事事件手続法施行5年を経過しての家事調停手続の実情」をテーマに取り上げる旨を説明

### 3 説明等について

- (1) 「家事事件手続法施行5年を経過しての家事調停手続の実情」について

甲府家庭裁判所後藤主任書記官から説明

- (2) 施設見学について

テレビ会議システム，電話会議システム，調停室，児童室を見学

### 4 質疑応答，意見交換

- 調停委員としての経験を踏まえ，家事事件手続法施行前と比較した上で意見を述べたい。まず，家事調停申立書の写しを相手方に送付することに関しては，申立人自身も申立書を作成することで述べたいことを整理するし，相手方にとっては事前に申立人が述べたいことが分かることから，お互いに対立しそうなところを事前に準備できるため，調停にかかる期間が短縮したのではないかと感じている。また，最近では婚姻費用や養育費の額などを事前にインターネットで確認するなど，調停期日に向けて十分に準備をして臨んでいる方もいる。

非開示を希望する申出のあった情報の取扱いに関しては，書記官も十分な注意をしているところと思われるが，調停期日当日にそのような情報が記載された資料などが提出される場合もあるため，私を

含め調停委員としては十分注意をして慎重に取り扱うようにしている。

当事者双方同席での手続説明に関しては、特に調停期日終了時に当事者には双方に同席してもらい、次回までのお互いの課題を説明するようにしているが、実際のところ双方同席で説明するかどうかはケースバイケースのところがある。当事者双方同席での説明は合理性があることだが、反対当事者の同席を拒む方もいるし、むやみに同席での説明を強いてしまうと、当事者の方の中には調停期日に来ること自体に抵抗を感じてしまうことがあるかもしれない。その一方で、当事者双方が同席することで相手の様子を知ることができて安心したという方もいる。

電話会議システムに関しては、性能も良く、普通に会話しているようにやりとりができると感じた。札幌や福岡とつないで調停を行ったこともある。一堂に会するとなると時間や費用の面で難しいのに、それらをクリアできて非常に便利だと感じている。

○調停委員として意見を述べるとすると、私自身が電話会議システムの操作方法に慣れていないこともあるのかもしれないが、込み入った話だと使いにくいので、できれば電話会議ではなく直接来てほしいと感じることはある。

○電話会議システムだと、あうんの呼吸というか、当事者の状況を確認して顔を見ながらコミュニケーションをとることが難しいという点があると思われる。

■電話会議システムでは対面しているようなコミュニケーションが難しいということだとすると、テレビ会議システムの方がより良いということか。

○そういう面があると思われる。

○遠方から来てもらうのが大変な場合には、スカイプなどを使用して打合せをするということは一般的に行われているところだと思うが、その点現状はいかがか。

■現状では、秘密保持の観点から利用されていない。テレビ会議システムが利用できる裁判所をかなり増やしてきているため、将来的にはこのシステムを電話会議システムと同じようにより使いやすくしていくことが考えられる。

○裁判手続の秘密保持には最大限配慮する必要があると思われるし、裁判の当事者にとっても、裁判所に来ていただき、裁判官の前で発言するという重みを感じながら話をしてもらうことも紛争解決のためには必要で、重要な意味を持つこともある。便利さやスピード感だけを求めることではない面もあると思われる。

■重要な局面では、やはり裁判所に直接来てもらって話をする必要があると思うがいかがか。

○テレビ会議、電話会議により裁判所にアクセスしやすいということや裁判所を利用しやすいという点も良いが、フェイストゥフェイスで直接話をしないと、出てこない、わからないこともあるし、その方が調停委員は状況に応じて対応しやすくなる面もある。こうしたことをどこまで犠牲にして、IT化を実現させていくのかということだと思われる。

■面会交流などの人間関係が主になるような調停事件ではなく、例えば、遺産分割などで一定程度の金額を多数の当事者で分けるだけということであれば、当事者がわざわざ裁判所に来なくても良い電話会議システムによる方法も利用しやすい方法として考えられる。

○現在、社会全体が人手不足であり、また働き方改革も進められている中で生産性を向上していく必要もあり、家庭内にトラブルがないとい

うこともこれにつながると思うが、調停制度について、国民がどの程度知っているのか。

□裁判所の広報としては、裁判所ウェブサイトで調停手続や調停の申立書書式を掲載していて、調停に関するパンフレットを官公庁などに備置いていただくよう依頼を行っている。

○現在の調停委員数で申し立てられた件数を処理するのは厳しい状況なのか。それともある程度余裕がある状況なのか。

□当庁では、調停委員が不足しているという状況ではなく、現在の調停委員数で処理ができている状況である。

○平成25年に婚姻費用分担事件や面会交流事件が増加したのは、家事事件手続法施行が影響しているのか。

□影響しているかどうかは明確には分からないが、平成24年に施行された民法でも離婚時に養育費や面会交流を協議で定めるということが規定され、また、離婚届にもそれらの取決めの有無の記載欄が設けられたことから、今までそれらを決めていなかったところ、新たに気付いて、申立てを行ったということもあると思われる。

○高齢で離婚を希望する方もいると思われるが、現状はどうかという点、さらに高齢で離婚する場合の課題や難しさという点を教えていただきたい。

□一定程度の件数はあるところで、お互いそれなりに我慢して生活していたところ、夫が定年退職したのを機に妻から申し立てるケースもある。そのような場合、子どもに関しての問題よりも財産分与が問題になることが多い。